

第4種第1級 4車線

第4種の道路	ゾーン区分		拠点①		拠点②		拠点③		商業地		住商混合地		住宅地		工業地						
	道路分類		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線		主要幹線		主要幹線		主要幹線						
	道路構造令：道路区分		第4種第1級		第4種第1級		第4種第1級		第4種第1級		第4種第1級		第4種第1級		第4種第1級						
	車線数		4		4		4		4		4		4		4						
幅員設定の考え方			幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数						
1	自転車専用通行帯	自動車および自転車の交通量が多い場合に設ける、自転車道は双方向通行、自転車専用通行帯は一方通行が原則	1.50	2	1.50	2															
歩道等	自歩可(自歩道)	(自転車道を設けない場合) 自動車の交通量が多い場合、自転車歩行者道を設ける	4.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2							
	歩道	第4種の道路は歩道を設ける(自転車歩行者道を設ける場合を除く)																			
2	植樹帯	第4種第1級及び第2級の道路には植樹帯を設けるやむを得ない場合(河川・崖等に接している、既成市街地で堅牢な建築物が連担している、橋・トンネル等樹木の生育が著しく困難な場所、歩道が狭くなる場合等)は設けない	2.00	2	2.00	2	1.50	2	1.50	2	1.00	2	1.00	2							
3	車道	大型車混入率が高い場合などには車線幅員の特例値を適用する	3.25	4	3.25	4	3.25	4	3.25	4	3.25	4	3.25	4							
4	中央帯	車線数が4以上の道路で必要に応じて設ける交通量が多く、車両速度が速い場合には設置することが望ましい	1.00	1	1.00	1	1.00	1	1.00	1	1.00	1	1.00	1							
5	路肩	設ける(駐車帯がある場合には、設置しない)										0.50	2	0.50	2						
6	駐車帯	第4種の道路に必要に応じて設ける(車両の路上での駐車車の需要が多く発生することが予想されるため)	1.00	2	1.00	2	1.50	2	1.50	2	1.50	2									
7	施設帯等	必要な場合に、それぞれの相当幅を歩道等に加える																			
道路幅員(m)			31.00		29.00		26.00		26.00		25.00		23.00		23.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

拠点①(商業地)自動車・自転車・歩行者交通量多、沿道アクセス多  
 拠点②(商業地)自動車・歩行者多、沿道アクセス多  
 拠点③(商業地以外)植樹帯縮小  
 商業地=拠点③  
 住商混合地  
 住宅地 停車帯なし  
 工業地=住宅地

<1> 地域区分  
 用途地域内は「都市部」とする → 第4種道路  
 用途地域外(白地)は「地方部」とする → 第3種道路

道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別	第1種	第2種
高速自動車国道及び自動車専用道路	第3種	第4種
その他の道路		

◆ 第3種の道路

道路の種類	計画交通量(単位1日につき台)	道路の存する地域の地形				
		20,000以上	4,000以上 20,000未満	1,500以上 4,000未満	500以上 1,500未満	500未満
一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級		
	山地部	第2級	第3級	第4級		
都道府県道	平地部	第2級		第3級		
	山地部	第3級		第4級		
市町村道	平地部	第2級	第3級	第4級	第5級	
	山地部	第3級	第4級		第5級	

◆ 第4種の道路

道路の種類	計画交通量(単位1日につき台)	道路の存する地域の地形			
		10,000以上	4,000以上 10,000未満	500以上 4,000未満	500未満
一般国道		第1級	第2級	第3級	
都道府県道		第1級	第2級	第3級	
市町村道		第1級	第2級	第3級	第4級

<2> 将来交通量(ネットワーク部会)  
 台/日  
 級が確定する 第 種 第 級  
 <3> 車線数の確定  
 将来交通量が、設計基準交通量未満は2車線、設計基準交通量以上は4車線 車線

[設計基準交通量]

区分	地形	設計基準交通量(単位1日につき台)
第3種	第2級 平地部	9,000
	第3級 平地部	8,000
	第3級 山地部	6,000
	第4級 平地部	8,000
第4種	第4級 山地部	6,000
	第1級	12,000
	第2級	10,000
第3級	9,000	

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

[中央帯の幅員]

種級区分	中央帯の最低幅員		側帯の幅員		分離帯の最低幅員	
	規定値	特例値	規定値	特例値	規定値	特例値
第3種	1.75	1.00	0.25		1.25	0.50
第4種	1.00		0.25		0.50	

(車線の数が4以上の道路において、必要に応じて設置する)

<4> 車線の幅員  
 第4種-1級: 3.25m、2級・3級: 3m、4級: 4m (1車線道路)  
 第3種-1級: 3.5m、2級: 3.25m、3級: 3m、4級: 2.75m  
 <5> 左側路肩の幅員  
 第4種-0.5m (1級~4級)  
 第3種-1級: 1.25m (0.75m)、2~4級: 0.75m (0.5m)

[車線の幅員]

区分	車線の幅員(単位:m)		
	普通道路	小型道路	
第3種	第1級	3.5	
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
小型道路		2.75	
第4級		2.75	
第4種	第1級	3.25	
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

第4種4級は道路幅員が4.0mの1車線道路

[路肩の幅員]

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位:m)		
	普通道路	小型道路	
第3種	第1級	1.25	
	第2級から第4級まで	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
	第5級		0.5
第4種		0.5	

<6> 駐車帯の幅員  
 (4種(4級を除く)の道路に設置)  
 2.5mを標準とする  
 (1.5mまで縮小可能)  
 <7> 歩道等の幅員  
 自転車専用通行帯:  
 1.5m以上とする  
 自歩可:  
 4m以上(歩行者・多い)  
 3m以上(その他の道路)  
 歩道:  
 3.5m以上(歩行者・多い)  
 2m以上(その他の道路)  
 <8> 植樹帯の幅員  
 (4種1,2級の道路に設置)  
 1.5mを標準とする  
 (1.0m以上、2.0m以下)

● 歩道等に付加する施設帯幅員と植樹帯の有無について、  
 原則として、植樹帯がない場合の歩道等の幅員には、路上施設帯相当幅(0.5m)を加えるものとする。

第4種第1級 2車線

第4種 の道路	ゾーン区分		拠点①		拠点②		拠点③		商業地		住商混合地		住宅地		工業地									
	道路分類		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線		主要幹線		主要幹線		主要幹線									
	道路構造令：道路区分		第4種第1級		第4種第1級		第4種第1級		第4種第1級		第4種第1級		第4種第1級		第4種第1級									
	車線数		2		2		2		2		2		2		2									
幅員設定の考え方			幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数	
1 歩道等	自転車専用通行帯	自動車および自転車の交通量が多い場合に設ける、自転車道は双方向通行、自転車専用通行帯は一方通行が原則	1.50	2	1.50	2																		
	自歩可（自歩道）	（自転車道を設けない場合）自動車の交通量が多い場合、自転車歩行者道を設ける	4.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2								
	歩道	第4種の道路は歩道を設ける（自転車歩行者道を設ける場合を除く）																						
2	植樹帯	第4種第1級及び第2級の道路には植樹帯を設けるやむを得ない場合（河川・崖等に接している、既成市街地で堅牢な建築物が連担している、橋・トンネル等樹木の生育が著しく困難な場所、歩道が狭くなる場合等）は設けない	2.00	2	2.00	2	1.50	2	1.50	2	1.00	2	1.00	2	1.00	2								
3	車道	大型車混入率が高い場合などには車線幅員の特例値を適用する	3.25	2	3.25	2	3.25	2	3.25	2	3.25	2	3.25	2	3.25	2								
4	中央帯	車線数が4以上の道路で必要に応じて設ける交通量が多く、車両速度が速い場合には設置することが望ましい																						
5	路肩	設ける（駐車帯がある場合には、設置しない）											0.50	2	0.50	2								
6	駐車帯	第4種の道路に必要に応じて設ける（車両の路上での駐車需要が多く発生することが予想されるため）	1.00	2	1.00	2	1.50	2	1.50	2	1.50	2												
7	施設帯等	必要な場合に、それぞれの相当幅を歩道等に加える																						
道路幅員（m）			23.50		21.50		18.50		18.50		17.50		15.50		15.50		0.00		0.00		0.00		0.00	

拠点①(商業地)自動車・自転車・歩行者交通量多、沿道アクセス多  
 拠点②(商業地)自動車・歩行者多、沿道アクセス多  
 拠点③(商業地以外)植樹帯縮小  
 商業地=拠点③  
 住商混合地  
 住宅地 駐車帯なし

<1> 地域区分  
 用途地域内は「都市部」とする → 第4種道路  
 用途地域外（白地）は「地方部」とする → 第3種道路

道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別	第1種	第2種
高速自動車国道及び自動車専用道路	第3種	第4種
その他の道路	第3種	第4種

◆ 第3種の道路

道路の種類	計画交通量 (単位1日につき台)	道路の存する地域の地形				
		20,000以上	4,000以上 20,000未満	1,500以上 4,000未満	500以上 1,500未満	500未満
一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級		
	山地部	第2級	第3級	第4級		
都道府県道	平地部	第2級		第3級		
	山地部	第3級		第4級		
市町村道	平地部	第2級	第3級	第4級	第5級	
	山地部	第3級		第4級	第5級	

◆ 第4種の道路

道路の種類	計画交通量 (単位1日につき台)	道路の存する地域の地形			
		10,000以上	4,000以上 10,000未満	500以上 4,000未満	500未満
一般国道		第1級	第2級	第3級	
都道府県道		第1級	第2級	第3級	
市町村道		第1級	第2級	第3級	第4級

<2> 将来交通量（ネットワーク部会）  
 台/日  
 級が確定する 第 種 第 級  
 <3> 車線数の確定  
 将来交通量が、設計基準交通量未満は2車線、  
 設計基準交通量以上は4車線

[設計基準交通量]

区分	地形	設計基準交通量 (単位1日につき台)
第3種	第2級 平地部	9,000
	第3級 平地部	8,000
	第3級 山地部	6,000
	第4級 平地部	8,000
第4種	第4級 山地部	6,000
	第1級	12,000
	第2級	10,000
第3級	9,000	

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

[中央帯の幅員]

種級区分	中央帯の最低幅員		側帯の幅員		分離帯の最低幅員	
	規定値	特例値	規定値	特例値	規定値	特例値
第3種	1.75	1.00	0.25		1.25	0.50
第4種	1.00		0.25		0.50	

(車線の数が4以上の道路において、必要に応じて設置する)

<4> 車線の幅員  
 第4種-1級：3.25m、2級・3級：3m、4級：4m（1車線道路）  
 第3種-1級：3.5m、2級：3.25m、3級：3m、4級：2.75m  
 <5> 左側路肩の幅員  
 第4種-0.5m（1級～4級）  
 第3種-1級：1.25m（0.75m）、2～4級：0.75m（0.5m）

[車線の幅員]

区分	車線の幅員（単位：m）		
	普通道路	小型道路	
第3種	第1級	3.5	
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
小型道路		2.75	
第4級		2.75	
第4種	第1級	3.25	
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

第4種4級は道路幅員が4.0mの1車線道路

[路肩の幅員]

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位：m) 右欄・縮小値		
	普通道路	小型道路	
第3種	第1級	1.25	
	第2級から第4級まで	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第5級		0.5	
第4種	0.5		

<6> 駐車帯の幅員  
 (4種(4級を除く)の道路に設置)  
 2.5mを標準とする  
 (1.5mまで縮小可能)  
 <7> 歩道等の幅員  
 自転車専用通行帯：  
 1.5m以上とする

自歩可：  
 4m以上（歩行者・多い）  
 3m以上（その他の道路）  
 歩道：  
 3.5m以上（歩行者・多い）  
 2m以上（その他の道路）

<8> 植樹帯の幅員  
 (4種1,2級の道路に設置)  
 1.5mを標準とする  
 (1.0m以上、2.0m以下)

●歩道等に付加する施設帯幅員と植樹帯の有無について、  
 原則として、植樹帯がない場合の歩道等の幅員には、路上施設帯相当幅（0.5m）を加えるものとする。

第4種第2級 2車線

第4種の道路	ゾーン区分		拠点①		拠点②		拠点③		商業地		住商混合地		住宅地		工業地										
	道路分類		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路										
	道路構造令：道路区分		第4種第2級		第4種第2級		第4種第2級		第4種第2級		第4種第2級		第4種第2級		第4種第2級										
	車線数		2		2		2		2		2		2		2										
幅員設定の考え方			幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数										
1	自転車専用通行帯	自動車および自転車の交通量が多い場合に設ける、自転車道は双方向通行、自転車専用通行帯は一方通行が原則	1.50	2	1.50	2																			
歩道等	自歩可(自歩道)	(自転車道を設けない場合) 自動車の交通量が多い場合、自転車歩行者道を設ける	4.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2											
	歩道	第4種の道路は歩道を設ける(自転車歩行者道を設ける場合を除く)																							
2	植樹帯	第4種第1級及び第2級の道路には植樹帯を設けるやむを得ない場合(河川・崖等に接している、既成市街地で堅牢な建築物が連担している、橋・トンネル等樹木の生育が著しく困難な場所、歩道が狭くなる場合等)は設けない	2.00	2	2.00	2	1.50	2	1.50	2	1.00	2	1.00	2											
3	車道	大型車混入率が高い場合などには車線幅員の特例値を適用する	3.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2	3.00	2											
4	中央帯	車線数が4以上の道路で必要に応じて設ける交通量が多く、車両速度が速い場合には設置することが望ましい																							
5	路肩	設ける(駐車帯がある場合には、設置しない)										0.50	2	0.50	2										
6	駐車帯	第4種の道路に必要に応じて設ける(車両の路上での駐車需要が多く発生することが予想されるため)	1.00	2	1.00	2	1.50	2	1.50	2	1.50	2													
7	施設帯等	必要な場合に、それぞれの相当幅を歩道等に加える																							
道路幅員(m)			23.00		21.00		18.00		18.00		17.00		15.00		15.00		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00

拠点①(商業地)自動車・自転車・歩行者交通量多、沿道アクセス多  
 拠点②(商業地)自動車・歩行者多、沿道アクセス多  
 拠点③(商業地以外)植樹帯縮小  
 商業地=拠点③  
 住商混合地 植樹帯小  
 住宅地 駐車帯なし

<1> 地域区分  
 用途地域内は「都市部」とする → 第4種道路  
 用途地域外(白地)は「地方部」とする → 第3種道路

道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別	第1種	第2種
高速自動車国道及び自動車専用道路	第3種	第4種
その他の道路		

◆ 第3種の道路

道路の種類	計画交通量(単位1日につき台)	道路の存する地域の地形				
		20,000以上	4,000以上 20,000未満	1,500以上 4,000未満	500以上 1,500未満	500未満
一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級		
	山地部	第2級	第3級	第4級		
都道府県道	平地部	第2級		第3級		
	山地部	第3級		第4級		
市町村道	平地部	第2級	第3級	第4級	第5級	
	山地部	第3級		第4級	第5級	

◆ 第4種の道路

道路の種類	計画交通量(単位1日につき台)	道路の存する地域の地形			
		10,000以上	4,000以上 10,000未満	500以上 4,000未満	500未満
一般国道		第1級	第2級	第3級	
都道府県道		第1級	第2級	第3級	
市町村道		第1級	第2級	第3級	第4級

<2> 将来交通量(ネットワーク部会)  
 台/日  
 級が確定する 第 種 第 級  
 <3> 車線数の確定  
 将来交通量が、設計基準交通量未満は2車線、設計基準交通量以上は4車線

[設計基準交通量]

区分	地形	設計基準交通量(単位1日につき台)
第3種	第2級 平地部	9,000
	第3級 平地部	8,000
	第3級 山地部	6,000
	第4級 平地部	8,000
第4種	第4級 山地部	6,000
	第1級	12,000
	第2級	10,000
第3級	9,000	

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

[中央帯の幅員]

種級区分	中央帯の最低幅員		側帯の幅員		分離帯の最低幅員	
	規定値	特例値	規定値	特例値	規定値	特例値
第3種	1.75	1.00	0.25		1.25	0.50
第4種	1.00		0.25		0.50	

(車線の数が4以上の道路において、必要に応じて設置する)

<4> 車線の幅員  
 第4種-1級: 3.25m、2級・3級: 3m、4級: 4m (1車線道路)  
 第3種-1級: 3.5m、2級: 3.25m、3級: 3m、4級: 2.75m  
 <5> 左側路肩の幅員  
 第4種-0.5m (1級~4級)  
 第3種-1級: 1.25m (0.75m)、2~4級: 0.75m (0.5m)

[車線の幅員]

区分	車線の幅員(単位:m)	車線の幅員(単位:m)	
		普通道路	小型道路
第3種	第1級	3.5	3
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
小型道路		2.75	
第4級		2.75	
第4種	第1級	3.25	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

第4種4級は道路幅員が4.0mの1車線道路

[路肩の幅員]

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位:m)	路肩の幅員(単位:m)	
		右欄・縮小値	右欄・縮小値
第3種	第1級	1.25	0.75
	第2級から第4級まで	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第5級		0.5	
第4種		0.5	

<6> 駐車帯の幅員  
 (4種(4級を除く)の道路に設置)  
 2.5mを標準とする  
 (1.5mまで縮小可能)  
 <7> 歩道等の幅員  
 自転車専用通行帯:  
 1.5m以上とする

自歩可:  
 4m以上(歩行者・多い)  
 3m以上(その他の道路)  
 歩道:  
 3.5m以上(歩行者・多い)  
 2m以上(その他の道路)

<8> 植樹帯の幅員  
 (4種1,2級の道路に設置)  
 1.5mを標準とする  
 (1.0m以上、2.0m以下)

● 歩道等に付加する施設帯幅員と植樹帯の有無について、  
 原則として、植樹帯がない場合の歩道等の幅員には、路上施設帯相当幅(0.5m)を加えるものとする。



第4種第3級 2車線

第4種の道路	ゾーン区分		拠点①		拠点②		拠点③		商業地		住商混合地		住宅地		工業地	
	道路分類		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路	
	道路構造令：道路区分		第4種第3級		第4種第3級		第4種第3級		第4種第3級		第4種第3級		第4種第3級		第4種第3級	
	車線数		2		2		2		2		2		2		2	
幅員設定の考え方			幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数	
1	自転車専用通行帯	自動車および自転車の交通量が多い場合に設ける、自転車道は双方向通行、自転車専用通行帯は一方通行が原則														
歩道等	自歩可(自歩道)	(自転車道を設けない場合) 自動車の交通量が多い場合、自転車歩行者道を設ける														
	歩道	第4種の道路は歩道を設ける(自転車歩行者道を設ける場合を除く)														
2	植樹帯	第4種第1級及び第2級の道路には植樹帯を設けるやむを得ない場合(河川・崖等に接している、既成市街地で堅牢な建築物が連担している、橋・トンネル等樹木の生育が著しく困難な場所、歩道が狭くなる場合等)は設けない														
3	車道	大型車混入率が高い場合などには車線幅員の特例値を適用する														
4	中央帯	車線数が4以上の道路で必要に応じて設ける交通量が多く、車両速度が速い場合には設置することが望ましい														
5	路肩	設ける(駐車帯がある場合には、設置しない)														
6	駐車帯	第4種の道路に必要に応じて設ける(車両の路上での駐車需要が多く発生することが予想されるため)														
7	施設帯等	必要な場合に、それぞれの相当幅を歩道等に加える														
道路幅員(m)			18.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	14.00	14.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

拠点①(商業地)自動車・自転車・歩行者交通量多、沿道アクセスあり  
 拠点②(商業地)自動車・歩行者多、沿道アクセスあり  
 拠点③(商業地以外)  
 商業地=拠点③  
 住商混合地  
 住宅地 駐車帯なし  
 ※必要に応じ植樹帯(柵)を検討する。

<1> 地域区分  
 用途地域内は「都市部」とする → 第4種道路  
 用途地域外(白地)は「地方部」とする → 第3種道路

道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別	第1種	第2種
高速自動車国道及び自動車専用道路	第3種	第4種
その他の道路	第3種	第4種

◆ 第3種の道路

道路の種類	計画交通量(単位1日につき台)	道路の存する地域の地形				
		20,000以上	4,000以上 20,000未満	1,500以上 4,000未満	500以上 1,500未満	500未満
一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級		
	山地部	第2級	第3級	第4級		
都道府県道	平地部	第2級		第3級		
	山地部	第3級		第4級		
市町村道	平地部	第2級	第3級	第4級	第5級	
	山地部	第3級		第4級	第5級	

◆ 第4種の道路

道路の種類	計画交通量(単位1日につき台)	道路の存する地域の地形			
		10,000以上	4,000以上 10,000未満	500以上 4,000未満	500未満
一般国道		第1級	第2級	第3級	
都道府県道		第1級	第2級	第3級	
市町村道		第1級	第2級	第3級	第4級

<2> 将来交通量(ネットワーク部会)  
 台/日  
 級が確定する 第 種 第 級  
 <3> 車線数の確定  
 将来交通量が、設計基準交通量未満は2車線、設計基準交通量以上は4車線 車線

[設計基準交通量]

区分	地形	設計基準交通量(単位1日につき台)
第3種	第2級 平地部	9,000
	第3級 平地部	8,000
	第3級 山地部	6,000
	第4級 平地部	8,000
第4種	第4級 山地部	6,000
	第1級	12,000
	第2級	10,000
第3級	9,000	

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

[中央帯の幅員]

種級区分	中央帯の最低幅員		側帯の幅員		分離帯の最低幅員	
	規定値	特例値	規定値	特例値	規定値	特例値
第3種	1.75	1.00	0.25		1.25	0.50
第4種	1.00		0.25		0.50	

(車線の数が多い道路において、必要に応じて設置する)

<4> 車線の幅員  
 第4種-1級: 3.25m、2級・3級: 3m、4級: 4m (1車線道路)  
 第3種-1級: 3.5m、2級: 3.25m、3級: 3m、4級: 2.75m  
 <5> 左側路肩の幅員  
 第4種-0.5m (1級~4級)  
 第3種-1級: 1.25m (0.75m)、2~4級: 0.75m (0.5m)

[車線の幅員]

区分	車線の幅員(単位:m)		
	普通道路	小型道路	
第3種	第1級	3.5	
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
小型道路		2.75	
第4種	第4級	2.75	
	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
小型道路		2.75	

第4種4級は道路幅員が4.0mの1車線道路

[路肩の幅員]

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位:m)		
	普通道路	小型道路	
第3種	第1級	1.25	
	第2級から第4級まで	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
	第5級	0.5	
第4種	0.5		

<6> 駐車帯の幅員  
 (4種(4級を除く)の道路に設置)  
 2.5mを標準とする  
 (1.5mまで縮小可能)  
 <7> 歩道等の幅員  
 自転車専用通行帯:  
 1.5m以上とする

自歩可:  
 4m以上(歩行者・多い)  
 3m以上(その他の道路)  
 歩道:  
 3.5m以上(歩行者・多い)  
 2m以上(その他の道路)

<8> 植樹帯の幅員  
 (4種1,2級の道路に設置)  
 1.5mを標準とする  
 (1.0m以上、2.0m以下)

●歩道等に付加する施設帯幅員と植樹帯の有無について、  
 原則として、植樹帯がない場合の歩道等の幅員には、路上施設帯相当幅(0.5m)を加えるものとする。

第3種第1級～4級 2車線

第3種の道路	ゾーン区分														
	道路分類														
	道路構造令：道路区分														
	車線数														
幅員設定の考え方															
主要幹線道路	主要幹線道路	幹線道路	幹線道路	補助幹線道路	補助幹線道路	補助幹線道路	補助幹線道路	補助幹線道路	補助幹線道路	補助幹線道路	補助幹線道路	補助幹線道路	補助幹線道路	補助幹線道路	
第3種第1級	第3種第1級	第3種第2級	第3種第2級	第3種第3級	第3種第3級	第3種第3級	第3種第3級	第3種第4級	第3種第4級	第3種第4級	第3種第4級	第3種第4級	第3種第4級	第3種第4級	
幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	幅員×数	
1 自転車専用通行帯	自動車および自転車の交通量が多い場合に設ける、自転車道は双方向通行、自転車専用通行帯は一方通行が原則														
1 歩道等	自転車歩行者道	(自転車道を設けない場合) 自動車の交通量が多い場合、自転車歩行者道を設ける													
	歩道	第4種の道路は歩道を設ける(自転車歩行者道を設ける場合を除く)													
2 植樹帯	第4種第1級及び第2級の道路には植樹帯を設けるやむを得ない場合(河川・崖等に接している、既成市街地で堅牢な建築物が連担している、橋・トンネル等樹木の生育が著しく困難な場所、歩道が狭くなる場合等)は設けない														
3 車道	大型車混入率が高い場合などには車線幅員の特例値を適用する														
4 中央帯	車線数が4以上の道路で必要に応じて設ける交通量が多く、車両速度が速い場合には設置することが望ましい														
5 路肩	設ける(停車帯がある場合には、設置しない)														
6 停車帯	第4種の道路に必要に応じて設ける(車両の路上での駐車需要が多く発生することが予想されるため)														
7 施設帯等	必要な場合に、それぞれの相当幅を歩道等に加える														
道路幅員 (m)		18.00	15.00	16.50	14.00	15.50	13.50	15.00	13.00	0.00	25.00	21.00	0.00		
		最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小						

<1> 地域区分  
 用途地域内は「都市部」とする → 第4種道路  
 用途地域外(白地)は「地方部」とする → 第3種道路

道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

◆ 第3種の道路

道路の種類	計画交通量(単位1日につき台)	道路の存する地域の地形				
		平地部	山地部	平地部	山地部	平地部
一般国道	20,000以上	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級
	4,000以上 20,000未満	第2級	第3級	第4級	第5級	
都道府県道	1,500以上 4,000未満	第3級	第4級	第5級		
	500以上 1,500未満	第4級	第5級			
市町村道	500未満	第5級				
	500未満	第5級				

◆ 第4種の道路

道路の種類	計画交通量(単位1日につき台)	道路の存する地域の地形			
		平地部	山地部	平地部	山地部
一般国道	10,000以上	第1級	第2級	第3級	第4級
	4,000以上 10,000未満	第2級	第3級	第4級	
都道府県道	500以上 4,000未満	第3級	第4級	第5級	
	500未満	第4級	第5級		
市町村道		第5級			
		第5級			

<2> 将来交通量(ネットワーク部会)  
 台/日  
 級が確定する 第 種 第 級

<3> 車線数の確定  
 将来交通量が、設計基準交通量未満は2車線、設計基準交通量以上は4車線

[設計基準交通量]

区分	地形	設計基準交通量(単位1日につき台)
第3種	第2級 平地部	9,000
	第3級 平地部	8,000
	第3級 山地部	6,000
	第4級 平地部	8,000
第4種	第4級 山地部	6,000
	第1級	12,000
	第2級	10,000
第3級	9,000	

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

[中央帯の幅員]

種級区分	中央帯の最低幅員		側帯の幅員		分離帯の最低幅員	
	規定値	特例値	規定値	特例値	規定値	特例値
第3種	1.75	1.00	0.25		1.25	0.50
第4種	1.00		0.25		0.50	

(車線数が4以上の道路において、必要に応じて設置する)

<4> 車線の幅員  
 第4種-1級: 3.25m、2級・3級: 3m、4級: 4m (1車線道路)  
 第3種-1級: 3.5m、2級: 3.25m、3級: 3m、4級: 2.75m

<5> 左側路肩の幅員  
 第4種-0.5m (1級~4級)  
 第3種-1級: 1.25m (0.75m)、2~4級: 0.75m (0.5m)

[車線の幅員]

区分	車線の幅員(単位:m)		
	普通道路	小型道路	
第3種	第1級	3.5	
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
小型道路		2.75	
第4級		2.75	
第4種	第1級	3.25	
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

第4種4級は道路幅員が4.0mの1車線道路

[路肩の幅員]

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位:m)		
	普通道路	小型道路	
第3種	第1級	1.25	
	第2級から第4級まで	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
	第5級		0.5
第4種		0.5	

<6> 停車帯の幅員  
 (4種(4級を除く)の道路に設置)  
 2.5mを標準とする  
 (1.5mまで縮小可能)

<7> 歩道等の幅員  
 自転車道:  
 2m以上とする  
 (1.5mまで縮小可能)  
 自転車歩行者道:  
 4m以上(歩行者・多い)  
 3m以上(その他の道路)  
 歩道:  
 3.5m以上(歩行者・多い)  
 2m以上(その他の道路)

<8> 植樹帯の幅員  
 (4種1,2級の道路に設置)  
 1.5mを標準とする  
 (1.0m以上、2.0m以下)

●歩道等に付加する施設帯幅員と植樹帯の有無について、  
 原則として、植樹帯がない場合の歩道等の幅員には、路上施設帯相当幅(0.5m)を加えるものとする。

(参考) 第4種第1級 4車線

第4種の道路	ゾーン区分		拠点①		拠点②		拠点③		商業地		住商混合地		住宅地		工業地			
	道路分類		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路		主要幹線道路			
	道路構造令：道路区分		第4種第4級		第4種第4級		第4種第4級		第4種第4級		第4種第4級		第4種第4級		第4種第4級			
	車線数		1		1		1		1		1		1		1			
幅員設定の考え方			幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数		幅員×数			
1 自転車専用通行帯	自動車および自転車の交通量が多い場合に設ける、自転車道は双方向通行、自転車専用通行帯は一方通行が原則		1.50	2	1.50	2	1.50	2	1.50	2	1.50	2						
2 歩道等	自歩可(自歩道)	(自転車道を設けない場合) 自動車の交通量が多い場合、自転車歩行者道を設ける																
	歩道	第4種の道路は歩道を設ける(自転車歩行者道を設ける場合を除く)	3.00	2	3.00	2	2.00	2	2.00	2	2.00	2	2.00	2	2.00	2		
3 植樹帯	第4種第1級及び第2級の道路には植樹帯を設けるやむを得ない場合(河川・崖等に接している、既成市街地で堅牢な建築物が連担している、橋・トンネル等樹木の生育が著しく困難な場所、歩道が狭くなる場合等)は設けない																	
4 車道	大型車混入率が高い場合などには車線幅員の特例値を適用する		4.00	1	4.00	1	3.00	1	3.00	1	3.00	1	3.00	1	3.00	1		
5 中央帯	車線数が4以上の道路で必要に応じて設ける交通量が多く、車両速度が速い場合には設置することが望ましい																	
6 路肩	設ける(駐車帯がある場合には、設置しない)												1.00	2	1.00	2		
7 駐車帯	第4種の道路に必要なに応じて設ける(車両の路上での駐車帯の需要が多く発生することが予想されるため)																	
8 施設帯等	必要な場合に、それぞれの相当幅を歩道等に加える		0.50	2	0.50	2	0.50	2	0.50	2	0.50	2	0.50	2	0.50	2		
道路幅員(m)			14.00		14.00		11.00		11.00		11.00		10.00		10.00		0.00	

拠点①(商業地)自動車・自転車・歩行者交通量多  
 拠点②(商業地)自動車・歩行者多  
 拠点③(商業地以外)  
 商業地=拠点③  
 住商混合地 植樹帯小  
 住宅地 駐車帯なし

<1> 地域区分  
 用途地域内は「都市部」とする → 第4種道路  
 用途地域外(白地)は「地方部」とする → 第3種道路

道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別	第1種	第2種
高速自動車国道及び自動車専用道路	第3種	第4種
その他の道路	第3種	第4種

◆ 第3種の道路

道路の種類	計画交通量(単位1日につき台)	道路の存する地域の地形				
		20,000以上	4,000以上 20,000未満	1,500以上 4,000未満	500以上 1,500未満	500未満
一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級		
	山地部	第2級	第3級	第4級		
都道府県道	平地部	第2級		第3級		
	山地部	第3級		第4級		
市町村道	平地部	第2級	第3級	第4級	第5級	
	山地部	第3級	第4級		第5級	

◆ 第4種の道路

道路の種類	計画交通量(単位1日につき台)	道路の存する地域の地形			
		10,000以上	4,000以上 10,000未満	500以上 4,000未満	500未満
一般国道		第1級	第2級	第3級	
都道府県道		第1級	第2級	第3級	
市町村道		第1級	第2級	第3級	第4級

<2> 将来交通量(ネットワーク部会)  
 台/日  
 級が確定する 第 種 第 級  
 <3> 車線数の確定  
 将来交通量が、設計基準交通量未満は2車線、設計基準交通量以上は4車線

[設計基準交通量]

区分	地形	設計基準交通量(単位1日につき台)
第3種	第2級 平地部	9,000
	第3級 平地部	8,000
	第3級 山地部	6,000
	第4級 平地部	8,000
第4種	第4級 山地部	6,000
	第1級	12,000
	第2級	10,000
第3級	9,000	

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

[中央帯の幅員]

種級区分	中央帯の最低幅員		側帯の幅員		分離帯の最低幅員	
	規定値	特例値	規定値	特例値	規定値	特例値
第3種	1.75	1.00	0.25		1.25	0.50
第4種	1.00		0.25		0.50	

(車線の数が4以上の道路において、必要に応じて設置する)

<4> 車線の幅員  
 第4種-1級: 3.25m、2級・3級: 3m、4級: 4m (1車線道路)  
 第3種-1級: 3.5m、2級: 3.25m、3級: 3m、4級: 2.75m  
 <5> 左側路肩の幅員  
 第4種-0.5m (1級~4級)  
 第3種-1級: 1.25m (0.75m)、2~4級: 0.75m (0.5m)

[車線の幅員]

区分	車線の幅員(単位:m)	車線の幅員(単位:m)	
		普通道路	小型道路
第3種	第1級	3.5	3
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
小型道路		2.75	
第4級		2.75	
第4種	第1級	3.25	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

第4種4級は道路幅員が4.0mの1車線道路

[路肩の幅員]

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位:m)	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位:m)	
		右欄・縮小値	右欄・縮小値
第3種	第1級	1.25	0.75
	第2級から第4級まで	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第5級		0.5	
第4種		0.5	

<6> 駐車帯の幅員  
 (4種(4級を除く)の道路に設置)  
 2.5mを標準とする  
 (1.5mまで縮小可能)  
 <7> 歩道等の幅員  
 自転車専用通行帯:  
 1.5m以上とする  
 自歩可:  
 4m以上(歩行者・多い)  
 3m以上(その他の道路)  
 歩道:  
 3.5m以上(歩行者・多い)  
 2m以上(その他の道路)  
 <8> 植樹帯の幅員  
 (4種1,2級の道路に設置)  
 1.5mを標準とする  
 (1.0m以上、2.0m以下)

● 歩道等に付加する施設帯幅員と植樹帯の有無について、  
 原則として、植樹帯がない場合の歩道等の幅員には、路上施設帯相当幅(0.5m)を加えるものとする。